

## 土壌環境施策に関するあり方懇談会（第5回）議事録

1. 日 時 平成19年11月26日（月）10:00～12:00
2. 場 所 環境省第1会議室
3. 出席委員
- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 座 長 | 高橋 | 滋   |
| 委 員 | 石渡 | 秀雄  |
|     | 大塚 | 直   |
|     | 荻原 | 勉   |
|     | 奥村 | 彰   |
|     | 嘉門 | 雅史  |
|     | 斎藤 | 政賢  |
|     | 佐藤 | 泉   |
|     | 佐藤 | 雄也  |
|     | 正保 | 剛   |
|     | 鈴木 | 一男  |
|     | 中杉 | 修身  |
|     | 早瀬 | 保行  |
|     | 廣田 | 裕二  |
|     | 藤井 | 良広  |
|     | 前川 | 統一郎 |

（欠席は、神谷文吾委員、細見正明委員）

#### 4. 委員以外の出席者

環境省

竹本水・大気環境局長、白石水環境担当審議官、坂川土壌環境課長、高澤土壌環境課課長補佐、佐藤土壌環境課課長補佐、佐藤地下水・地盤環境室室長補佐

#### 5. 議 題

- （1）土地利用用途等に応じた対策の促進方策について
- （2）土壌環境施策のあり方についての論点について

#### 6. 議 事

（坂川土壌環境課長）

それでは定刻まで2分ほどありますが、委員の先生方おそろいでございますので、ただいまから第5回土壌環境施策に関するあり方懇談会を開催させていただきます。

御多忙の中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、神谷委員、細見委員から、御欠席との御連絡を受けております。

本日の配付資料につきまして確認させていただきます。まず、議事次第という一枚紙がございますけれども、この裏に配付資料一覧が書かれております。

本日の資料は、資料1から4まであります。資料1が「委員名簿」、資料2が「土地利用用途やサイトごとのリスク評価に応じた対策の促進方策の検討」、資料3が「土壌環境施策のあり方についての論点」、資料4が「土壌環境施策のあり方についての論点 委員意見概要」というものでございます。

以上四つの資料がございますが、もし足りないものがございましたら、事務局まで申し出てい

ただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事進行を、高橋座長にお願いいたします。

(高橋座長)

おはようございます。それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、まず、「土地利用用途等に応じた対策の促進方策について」を議題としております。

前回の懇談会では、論点としてどのようなものを取り上げればよいかについて議論をいただきました。その中で、事務局からの案では、サイトリスクアセスメントの活用が提示されておりましたが、これにつきましては目的や内容についてまだ説明されていないことから、委員の理解も十分ではない面があったと思います。そのようなことで、事務局の方からこれにつきまして説明したいとのことでございますので、事務局よりまず御説明をお願いします。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

それでは、御説明いたします。資料2をごらんください。「土地利用用途やサイトごとのリスク評価に応じた対策の促進方策の検討」という表題でございます。

まず、1枚目になりますけれども、「現行の土壤汚染対策法の流れ」について御説明いたします。既に御承知のこととは思いますが、念のためおさらいをさせていただきます。

まず、調査をしまして、土壤汚染がある場合というのは、含有量基準超過あるいは溶出量基準超過があると、そこに土壤汚染があるというふうになるわけでございます。土壤汚染があれば、指定区域に指定されます。指定区域に指定されたところについては、土地の形質変更をする場合には事前の届出が必要になるということでございます。指定区域につきましては、そこがすぐに対策が必要というわけではございませんで、対策が必要というふうに都道府県知事が判断する場合は、次の要件がございます。人の健康被害が生ずるおそれがある場合、この場合に都道府県知事は措置命令を発することができるというふうに法律上はなっております。人の健康被害が生ずるおそれがある場合というのはどういう場合かといいますと、人の立ち入りの可能性、あるいは地下水の飲用の可能性、こういったものがあれば対策の必要性があるというふうに判断されるわけでございます。

次をめくっていただきまして、2ページ目でございます。「現行の考え方」という表題のところでございます。

このように現行では、指定区域について対策の必要性に関する汚染状況の基準、含有量基準、あるいは溶出量基準は一律的な考え方となっております。すなわち含有量基準超過かつ人の立ち入りの可能性、あるいは溶出量基準超過かつ地下水の飲用の可能性があれば対策が必要というふうに判断されるわけでございます。結局、指定基準を超えるということが対策基準、対策発動性に関する基準を兼ねているということも言えると思います。

下の方にいきまして、「今後の方向性の検討」というところでございます。

今後は、よりきめ細かな対応の可能性があるのでないかというふうに考えております。その方向性というのは二つございまして、一つが土地利用用途を考慮した判断、もう一つがサイトリスクアセスメントの活用という、この二つの方向性が考えられるわけでございます。

まず、土地利用用途を考慮した判断でございますけれども、汚染土壤を直接摂取するリスクに関しては、土地利用用途によって接触頻度や滞在時間が異なるわけでございますので、暴露量が違ってきまして、この辺について土地利用用途に応じて対策の必要性をよりきめ細かに判断できる可能性があるのではないかとということが一つでございます。

それから、2番目のサイトリスクアセスメントの活用でございますけれども、同じく直接摂取をするリスクに関しては、同じ土地利用用途であっても、さらに個々の土地利用の条件や汚染状

況、これは汚染物質、濃度、それから汚染の広がり方などによって異なるため、その土地ごとのリスク評価を活用することによって、よりきめ細かに対策の必要性を判断できる可能性があるのではないかと、こういうことでございます。

次のページにいきまして、3ページ目でございます。まず、上の方の1番の「土地利用用途を考慮した判断の可能性」についてでございます。

指定区域での対策の必要性があるかどうかの判断について、土地利用用途ごとに判断していく可能性があるのではないかとということでございます。これは、暴露対象、そこに大人がいるのか子供がいるのか。それから滞在時間、土壌接触の頻度、土壌摂食の可能性等の条件について、土地利用用途ごとに考慮していく考え方はあるのではないかとということでございます。

例えばですけれども、これは一つの例といたしまして、公園・住宅地・商業地・工業地などに分けまして、それぞれについて対策必要性の判断の目安となる基準値を土地利用用途ごとに設定して、対策の必要性を判断することを考えられないかということが一つでございます。

続きまして、2番目の「サイトリスクアセスメントの活用の可能性」についてでございます。

同じく指定区域での対策の必要性があるかどうかの判断について、サイトリスクアセスメントを活用して、個々の土地の状況に応じて判断していく可能性があるのではないかとということでございます。これは、サイトごとの土地利用の条件ですとか汚染状況、これは先ほど申しました物質・濃度・広がり方などに応じて、人の健康リスクをその土地ごとの個々に判断して、対策の必要性を判断していく可能性があるのではないかとということでございます。

これは一例、例えばということなんですけれども、現行法のような、割と一律的な基準あるいは一律的な考え方から、サイトごとにリスク評価をして、そこで対策の必要性があるかどうかを判断していくという考え方があるのではないかとということでございます。

裏をめぐっていただきまして4ページでございます。まず、「ブラウンフィールド問題への対応」でございます。

こうした土地利用用途ごとの対策の判断あるいはサイトリスクアセスメントの活用によりまして、汚染土地ごとの状況に応じたよりきめ細かな対応ということがとれる可能性がございます。こうしたことが結果的にブラウンフィールド問題についての一方策になり得るのではないかとというふうに考えられます。

それからまた、リスクコミュニケーションの推進でございます。サイトリスクアセスメントを行うことによりまして、それぞれの現場におけるリスク評価結果が示されますので、関係者間のリスクコミュニケーションにおいて共通の物差しによる相互理解の促進が期待されるのではないかとということでございます。

最後になりまして、「課題」のところでございます。こうした、土地利用用途ごと、サイトリスクアセスメントについては、一方で課題もございます。

まず、土地利用用途ごとの方の課題でございますけれども、土地利用が後で変更される場合、改めてその土地利用用途に応じた対応が必要になります。このため、将来的に土地利用が変更される場合にどのように安全性を担保していくかが課題となってまいります。

それから、二つ目のサイトリスクアセスメントにつきましては、まず、どのような場合に活用できるのかということから検討をする必要がございます。また、サイトリスクアセスメントの技術的対応の可能性ですとか、それからその結果を評価する仕組みについて検討が必要になってきます。

説明は以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、内容にわたる意見につきましては後ほどの御議論で伺っていくということにさせていただきます。今、説明につきましては、御質問等がなくなりなればお願いしたいと思います。

大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

一つだけ伺いますけれども、ここでおっしゃっている土地利用用途というのは、個別の土地についての具体的な利用用途のことなのか、都市計画法における用途地域のことなのか、少しよくわからないところがありますので、伺います。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

土地利用用途ごとに、そこで対策必要性があるかどうかをある程度判断するためにカテゴライズすることは考えられるわけですが、その方法としまして次に何が考えられるかということでございます。

例えば、今、大塚先生が言われましたように、都市計画ごとの用途地域を持ってくるという考え方もございますし、また、あるいは都市計画の用途地域とは別に、個々の土地利用用途ごとを公園・住宅地・商業地・工業地のような考え方でくるという考え方もございます。これはまた、土地利用用途ごとを考慮した判断の可能性がよいというふうになった場合に、さらにまた検討が必要になるということでございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

ほかに御質問等、ございますでしょうか。

では、大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

少し前回は質問で伺ったんですけど、そのサイトリスクアセスメントというのは大体幾らぐらいかかるか、ここでもし、おっしゃっていただくと、ある程度参考になるのではないかと思うんですけど。もし、お持ちだったらですが。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

すみません。今、少しわかりませんので、調べるようにいたします。

(高橋座長)

この話につきましてはまた後で論点として出てまいりますので、それでは次の議題に移らせていただきます。

前回に続きまして、土壤環境施策のあり方についての論点の各事項につきまして、御議論いただきたいと思っております。

前回は、論点としてどのようなものを取り上げればいいのか、論点の過不足について御議論いただいたわけでございます。今日は、その議論を受けてどのように修正したのか、まず事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

それでは、資料3の「土壤環境施策のあり方についての論点」を御参照ください。前回の懇談

会の御意見と、それから、前回の懇談会から1週間以内に届けられた御意見を踏まえまして、論点ペーパーを修正いたしました。修正後のものが本日の資料3でございます。どこが修正されたかということをお説明いたします。

まず、前回、前川委員の方から、情報の適切な開示を入れるべきという御意見がございました。それを受けまして、最初の1の今後の土壌環境施策に関する基本的な方針の中で、最初の丸のところの4行目で、「情報が適切に開示され」というようなことを入れております。

それから、めくっていただきまして3ページになります。(5)の調査・対策の信頼性の確保、調査・対策手法の充実ののところでございます。前回、細見委員の方から、土壌の処理施設について適正処理されているかという観点で議論が必要という御意見がございました。これを踏まえましてのところで、「対策の担い手や」の後に「搬出汚染土の処理施設に関して」という文言を入れてございます。

それから、最後のページ、4ページになります。(6)ののところでございます。前回、藤井委員の方から、アメリカでは不動産取引の際に適切な調査をして土地を取得した善意の土地取得者に対して責任を免責する仕組みがあり、これについて検討すべきというような御意見がございました。これを受けましてのところで、「土壌汚染地をめぐる法的責任について検討すべき点はあるか。」というものを追加しております。

それから、(8)の施策対象とする項目についてののところでございます。前回、藤井委員から生態系まで議論すべきという御意見がございました。これを踏まえましての一番最後のところなんですけれども、「生活環境保全、」の次に「生態系等他の観点をどう考えるか。」というふうに修正しております。

それから、最後に、(9)その他のところでございます。前回、中杉委員の方から地下水の管理との連携が必要というような御趣旨の御意見がありまして、それを踏まえまして論点に、「地下水の管理との連携が必要ではないか。」という論点を追加いたしました。

以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

先生方の御意見を取り入れて、以上のような形で論点を再整理させていただいたものでございます。

今、御説明がありました論点につきましては、先ほど御説明いただいたように事務局の方で事前に委員の先生方に意見を伺っております。事務局に寄せられた意見につきまして取りまとめて整理したものが、資料の4の「委員意見概要」という形で配付されております。この資料の作成方法について、まず、事務局から御説明いただきたいと思います。

(佐藤土壌環境課課長補佐)

それでは、資料4の「土壌環境施策のあり方についての論点 委員意見概要」について、この作成方法について御説明いたします。

これにつきましては、前は資料7だったんですけれども、今日の資料3について11月2日に各委員にメールでお送りいたしまして、各論点の内容について御意見があれば事務局に事前にお送りくださるよう、お願いいたしました。そして、お送りいただいた御意見をまとめたものが資料4ということになります。

御意見につきましては、事務局の方において意味が変わらないように注意しながら、長い御意見について短く修正したのもございます。また、先生の御意見につきましては、幾つかの論点にまたがる御意見もありますが、御意見を論点ごとに分割するとわかりにくくなるために、最も

関係が深いと思われる論点の部分に記入しております。したがって、同じ委員の同じ御意見を複数の場所に書くようなことはしておりません。

以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

論点は、多岐にわたっておりますので、議論を円滑に進めるために、順番に論点に沿って御議論いただきたいと思います。

まず最初に、論点1、資料3と資料4をあわせてごらんいただければありがたいと思いますが、1の「今後の土壤環境施策に関する基本的な方針」の部分についてでございます。

御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

ここに書いてあることは言わなくてもよろしいのですか。

(高橋座長)

いやいや、当然、再度御意見を言っていただいて結構でございます。

(奥村委員)

今回のこの懇談会で、前回の土対法ができたときの答申の内容の説明がなかったように記憶しておるんですけども、根本的には、本来の対策法の一つの大きな柱というのは、リスクが管理できるものであるということになっておったというふうに理解しているんですが、したがって、単なる「土壤汚染」という言葉だけが幽霊のようにひとり歩きするというのはよろしくないというふうに考えまして、「土壤汚染」という言葉を「土壤汚染による人の健康リスク」とか、「リスク」という概念を入れるべきだというふうに考えております。

以上です。

(高橋座長)

今の御意見につきまして、いかがでしょうか。

どうぞ、では、事務局の方。

(坂川土壤環境課長)

今の点につきまして少し御説明いたしますが、法律をつくる際の答申については、今回特に御説明はこの懇談会ではしておりませんが、ただ、その答申を踏まえた土壤汚染対策法の考え方ということについては、一度この懇談会で御説明させていただきまして、つまり、その土壤の汚染というのは大気や水質の場合と違って、汚染物質が移動しにくいということもあるので、これを適切に管理をすることによって、つまり、摂取経路を遮断することによってリスクを低減することができるんだと、そういう考え方で土壤汚染対策法ができておりますという御説明は、一度させていただいたかと思っております。

また、土壤汚染のリスクの表記というところについては、これは最終的に報告をまとめる際に両方をうまく使いわけながら書いていくということになるのではないかと、今考えております。

(高橋座長)

奥村委員、よろしいですか。

(奥村委員)

もう一つ、あるのですが。

(高橋座長)

では、どうぞ。

(奥村委員)

指定地域が幾らあって、それから、そこから外れたものが幾らという御紹介もあったんですが、私にわからないのは、じゃあ、どのくらいリスクが軽減されたのかと。これ、最初の懇談会のときに申し上げましたら、これは慢性毒性にかかわる問題なので、70年、80年たたないとわからないという答えがありまして、中杉委員からでしたか、それはそのとおりだと思っているんですが、例えばある地域の汚染リスクが管理できるようになったということは、そこに、例えばです、毎日毎日10人の人が出入りしているのか、100万人の人が出入りしているのかによって、リスクの大きさは全然変わってくると思うのですが。そもそも、世界中で、環境問題のときは必ずリスクとベネフィットといいますか社会的便益を考慮することになっておりますから、例えば極端な話、1日1人しか出入りせんというようなところのリスクと、100万人出入りするリスクは全然違いますね。何らかの数字で示せるのではないかと、そういう紹介がなかったのが残念だなというふうに思っております。

(高橋座長)

今のは御意見ですか。

(奥村委員)

意見です。もし資料があるのなら、出していただきたいと思っています。

(高橋座長)

いかがでしょうか。今の御指摘も含めて、いろいろ御意見があると思います。

では、嘉門委員、よろしく申し上げます。

(嘉門委員)

今日のこの議論のやり方ですけれども、この施策のあり方を議論するときの、この1と2の二つに分かれて、1が今後の施策の基本方針ですから、実はこの検討会の極めて重要な柱を議論すると。その中の御意見というか委員の意見で、1ページに少し書いてありますけれども、これでいいのかというと、少し、皆さん御意見はいろいろあるのではないかと思いますから。

要するに、この主な論点の2をずっと詰めた中で、それをまとめた形がこの1じゃないかなと、こういうふうに思いますので、今日の資料4は事前に配られておりますのでざっと目を通してありますが、全体の委員の御意見を少し拝見いたしますと、この今の土壤汚染対策法の網を広げて、対策をもっと合理化にせよというのが大体の意見のようにも思いますしね。そうすると、この1の基本的な方針の記述の内容からすると少し不足かなと、こう思いますので、どうでしょうか、2を議論して、それを総括する形でこの1をまとめた方が合理的ではないかなと思いますが。

(高橋座長)

貴重な御指摘をいただいたと思います。ただ、前提として幾つかの概念について御指摘もあると思いますが、この辺については、

では、石渡委員、お願いします。

(石渡委員)

先ほど100万人とか二、三人というお話がございましたので、現実的なお話を少しさせていただきますと、例えば土壌汚染があった場合、公園とか人がたくさん集まる場所であった場合は、やはり知事の責任という形で、調査とか措置命令をかける前提のもとで立ち入り禁止措置をすぐとらせます。そして緊急に覆土対策等をとらせた上で使わせるというような措置を行っております。まあ、これは参考でございますけれども。

(高橋座長)

多分、リスクアセスメントやリスクマネジメントの話は、後の方でも、この新しい法の枠組みでどうするかみたいな議論もありますので、多分奥村委員の考えていらっしゃることも、そこでさらに議論されると思います。

今、嘉門委員がおっしゃったような形で、確かに後ろをきちんと議論しないと、前提もはっきりしないということがございます。また、時間の関係もございますので、今後何回もやりますので、随時1に戻るということにしたいと思います。

(大塚委員)

1について……。

(高橋座長)

では、大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

別の観点なのですぐに言わなかったんですけども、大体認識はできてきていると思うんですけど、ブラウンフィールド問題についてどういうふうに対応する必要があるのかということ基本方針として多分重要なポイントではないかと思えます。

これは現に既に起こっていると考えているのか、あるいは、これから起こる可能性があるから前もって対処しておこうというふうを考えているのかというあたりも、少し、私は気になるところではあります。前に数字とかも概算としては出していただいていたいて、どのぐらいコストがかかっているかという話も出ていましたが、その点について事務局にもう一度伺いしたいと思います。

特に、首都圏では必ずしも問題になっていないという話もありますので、特に地方で問題になっているという御認識、あるいは、これからなるという御認識なのかと思いますけれども、その辺の認識によって先ほどもサイトリスクアセスメントとか土地利用用途ごとの対策という話がありましたけど、対策をどのぐらいとるべきかが変わってくると思いますので、少しその辺の御認識を、ぜひお聞きしたいところでございます。

(高橋座長)

では事務局、お願いします。

(佐藤土壌環境課課長補佐)

ブラウンフィールド問題につきましては、我が国ではこれからの問題であるというのがまず一番だろうと思っております。既にブラウンフィールド化していて、それが深刻化しているので、これから対策をしなければいけないというようなことも一部あると思います。しかし基本的には、この問題を放っておいて何もしない、何も対策をうたないということであれば、これから我が国においてブラウンフィールド問題が深刻化するのではないかということ、まず第一の認識にしております。したがって、今後、ブラウンフィールド問題のようなことを、諸外国で起きたような問題を起こさないようにするというような視点、予防的な視点が、まず重要なのではないかと考えております。

一方で、そうはいいまして、ブラウンフィールド問題の調査事業を環境省でやった中では、一部、既に起きているところもあるというふうには考えてはおります。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

ブラウンフィールド問題も後で出てまいりますので、それでは、具体的な論点の2の(1)です。ね。「サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策について」ということで、 から まで御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中杉委員、どうぞ。

(中杉委員)

先ほどるる御説明いただいたものに少し絡んでくると思うのですが、これは土地利用用途というのが前面に出ていますけれども、土地利用用途というのはこれは変わるわけですね。だから、それは問題点だよという指摘がここにはなされています。ただ、土地利用用途は変わっても、土壌との接触の仕方ということは変わらない場合がある。これはサイトの特性なんですけれども、例えば臨海地帯であれば、地下水に塩水が入っていれば、もう、これは地下水として利用することは考えにくい。そういうところは、どんな土地利用になろうと、溶出量の基準は要らない、適応しなくてもいいという場所があるはずなんです。そういう観点で見ると、指定区域の指定も、場合によってはそういうところを考えていくことができるのではないかと。そういう視点がもう少し必要じゃないかなというふうに思います。ですから、土地利用用途というのはこころ変わるものだけど、その土地あるいは地下水の利用の仕方が変わらないということは、そういう特性があるということ、少し考える必要があるだろうというのが一つです。

それからもう一つ、サイトリスクアセスメントは結構なんですけど、どこまでやるかという話がもう一つ出てきます。これは欧米でサイトリスクアセスメントをやっているときには、溶出量、直接摂取と地下水飲用だけではなくて、揮発も含めて、かなり多くのことをリスク評価してやることとなります。例えば、水域に流れ出して魚に蓄積してということまで含めて。だから、それをどこまでやるのかということがまた一つの問題になって、これ、場合によっては非常に過度な負担になってくる可能性がある。それを、今の基準のところだけで限定するのかどうかというのは、またこれ少し議論が必要になってくる。そういう意味ではしっかり見極める必要がある。

先ほど、最初に申し上げた話もサイトアセスメントに少し絡むのですが、サイトアセスメントを見るか、その場所ごとの基準みたいな適用にしてしまうか。そこら辺のところ、整理が少し必要になるかと思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

今のお話については、例えば土地利用について変わったときにチェックをするということで、

実際、チェックをしてみて変わらなければまたそれでいいという話もあり得るのではないかなと思います、そこは中杉委員、いかがでしょうか。

(中杉委員)

基本的には土地利用は変わらないという話。変わろうが変わるまいが、例えば臨海地帯で、地下水に塩分がかなり入っている場合、これはもう、地下水というか飲用水として利用することはほとんどないですね。仮に利用するにしても、淡水化をしなければいけないので、かなりの汚染物質は除けます。そういう意味でいくと、その部分について溶出量基準で議論する必要があるのかどうかというのが、一つの問題としてはあるだろうと。

だから、そもそもの区域の指定の話のところ、そういう場合だったら溶出量基準がそこだけ出ているところは、例えば指定をしなくてもいい、こういうふうな考え方も一つはあるだろうと。これはそれでいいのかどうかと、また議論があるかと思います。これをやると、いわゆる自然由来は、海の底の泥を持ってきて埋め立てた地点が、ヒ素なんかで自然由来で汚染しているという部分については、そこに入ってくる水、地下水が、塩分が入っていればそういうことは関係ないよという話になりますし、少し考えてみる余地があるのではないかなと。

そうしようというふうに、必ずしも申し上げているわけではございませんけれども。

(高橋座長)

わかりました。どうもありがとうございました。

それ以外に、アセスメントをどういう場合に実施するべきかといったようなことについても、御意見、今頂戴したわけですが、それでは嘉門委員、お願いします。

(嘉門委員)

今、中杉先生がおっしゃった件ですが、やはり海の場合でも、用途が変わってくれば、子供も生活することになりますので、要するにリスクアセスメントを評価する場合の、その評価方法ですね。解析的にやる場合でも、今現在、パラメータ間の相互の整合性というのが非常に、全部が同じ感度と同じ精度であるかという、そこまでは保証されていないんですね。

ですから、例えば人体に対する健康被害のリスクを、例えばスロープファクターでどう設定するのかという、まだ日本の場合では、アメリカのEPAのデータなんかをそのまま使って、実は我々のところもそうやっていますけれども、日本人に本当にそれが合うのかとかね。そういうような、まだ、少し学術的な研究用途がございましたので、そういう視点からすると、今の環境基準と指定基準とが、どのぐらい土壌汚染で健康リスクというところで、まあ、表現が少し誤解がないようにしないといけないと思いますけれども、どの程度緩めるかというか許容し得るかとか、そこら辺を少し合意をした上で、広く網をかぶせて、余り厳しい対策は求めないというか、何かそういうような方策でこのリスクアセスメントということをやるとい、そういうスタンスの方が重要じゃないかなと私は思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

佐藤泉委員、どうぞ。

(佐藤(泉)委員)

リスクアセスメントの方法については、まだ相当試行錯誤が必要ではないかと思うのですけれども、基本的には土壌汚染対策法として一番最初にやるべきことは、できるだけいろいろな調査

結果が公表されて、その中でこういう土地についてはこういうリスクがあるんだということを、情報が公開された中で、こういうリスクはどういうふうに扱うべきであるかということ、だんだんに合意形成していくという必要があると思います。

工場の中であれば汚染があっても構わないかという、そういうわけではございませんで、労働安全上の問題もございますし、それから、工場の中で建てかえとか飛散というのはかなり起こっておりまして、少数の人しか立ち入らないから構わないというわけにはいかないと思うのですね。むしろ、そういう地域で情報が公開されていないことによって、結果としてそこで建設業とか下請とか、労働者が多量の暴露をしてしまうという可能性もあるわけで、そういう意味では、どの土地でどういう汚染があるかということがまず最初に公表されることによって、リスクアセスメントについて試行錯誤をしながら合意が形成されていくということがあるのではないかと思います。

(高橋座長)

大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

主に2点議論されていると思いますけれども、その一つ、用途ごとに変えるという話ですが、先ほど少し質問させていただいたこととも関係しますが、やはり土地の利用用途がどんどん変わっていく可能性はありますので、個別の、本当の意味での利用用途を基準にすると、なかなか問題があるかなという感じはします。特に、その用途が変わるごとにもう一度浄化し直すようなことが起こるとすると、社会的費用としてはかなり浪費することになるのではないかという問題があるかと思います。ですから、もしサイトごとに分けるのであれば、都市計画の用途地域などを使うということが考えられると思います。しかし、それでは必ずしも十分ではないという御意見ももちろんあると思いますので、用途の変更との関係を常に考えながら議論する必要があるのではないかということが1点でございます。

それからもう一つ、サイトリスクアセスメントについては、さっきコストのことを伺って、まだこれからもお調べ頂けるとお思いますので、それによって変わってくるところもあると思いますけれども、現在基準でやっているということからは大幅な転換をすることになりますので、一度に転換できるかどうか、なかなか難しいところもあるかと思います。しかし、もしやるとすれば、潜在的汚染の可能性が高いような土地に何か限定を加えてやるとか、あるいはリスク軽減措置を今後とって、掘削除去しないということが決まった土地についてだけやるとか。それもなかなか難しいのかもしれませんが、少し何らかの限定を加えるということが必要になってくるのではないかと考えております。

それからもう一つ、今出ていない論点として、の現場の汚染状況に応じた対策をどういうふうに妥当性を確保するかという問題がありまして、これは調査から対策全体に至るまで、包括的にコーディネートするような専門家をつくるということがぜひ必要ではないかと思います。これは第三者がそういうことをコーディネートするというのが、かなり質の高い調査・対策をしていく上で重要ではないかと思っております。

(高橋座長)

今まで、割合と幅広にとにかくリスクはつかまえた上で、後は柔軟に対策をしていくということが重要じゃないかという御指摘が結構多かったと思います。ただ、サイトリスクアセスメントについては、手法とか実施の要件についてはまだ検討する余地があるのではないかというような

御意見だったと思いますが。

奥村委員、お願いします。

(奥村委員)

少し教えてほしいのですが、こういうところのしきたりは余り知らないもので。これ、どなたかがおっしゃったことに対して反論をしてもよろしいのですか？。

(高橋座長)

ええ。どうぞ。

(奥村委員)

わかりました。

今、佐藤(泉)委員がおっしゃったことに、少し気になったんですけども、情報公開等、その前提には、調査機関のレベルがみんな一緒に、その調査結果が信頼に足るものというのが大前提にあると思うのですが、この間のお話では、指定された調査機関はレベルがばらばらであると。そういったところで、いきなり、企業が自発的であろうが何であろうがやっているものを公開したら、何が起るかというふうにお考えでしょうか。たまたま、これ今月ですか、11月9日、東京新聞の記事ですけれども、茨城県で三市が共同でごみ処理施設を何かやっている。その後を埋め立てたところ、何かの基準を超えるものが見つかった。結局、これ、リスクはないと。残土を上を覆ってあると。ところが、住民の不安を払拭するために汚染土壌を撤去すると決めたと。10年計画で約21億円と、こう書いてあるんですね。これ、松本清張さんが生きておれば、どういう小説を書くかなと想像してみたいところです。

これ、一番極端な場合は、住民のエゴですね。2番目は、切り口から言ったら、どうせ税金でやるんでしょから自分の金じゃないということで、簡単にそっちへ走っちゃうわけですね。これ、つまり、リスクを管理できるということが徹底されていない一つの例ではないかと思うのですね。こういう世の中で、発表は大いに結構です。エゴでねじ込まれたら、企業としては対応できません。

以上です。

(高橋座長)

そのことについて、佐藤(泉)委員、いかがでしょうか。

(佐藤(泉)委員)

今の事例についてですけれども、確かに不必要な対策でばかげたお金を使うというのはつまらないという意見はあると思います。ただ、一方で、覆土されているという事実が公表されないことによって、将来それを知らない人たちがその覆土をとってしまうと。そういう危険性を考えると、やはり覆土されているという事実は、私は公表されるべきであると思います。

(奥村委員)

そういう意味ですか。

(佐藤(泉)委員)

はい。

(高橋座長)

では、今の論点についてはこれぐらいで。  
では、前川委員、どうぞ。

(前川委員)

先ほど環境省から説明がありましたリスク評価の点につきましては、これは直接摂取リスクというものを論点に挙げられていると思います。それに対して地下水を経由したリスクも含めると、サイトリスクアセスメントというのは非常に厄介な問題となってくると思います。ですから、サイトリスクアセスメントを適用するにしても、どのような場合ということについては検討する必要があります。ただ、その際において、直接摂取といっても、今は土を口に入れてしまうとかというような摂取経路のみが対象となっていますけども、それに加えて揮発性の物質をどうというふうに取り扱うかといったような、まだまだ検討が必要な点も残されていると思います。

もう一点は、土地利用用途別の、例えば対策目標レベルが決まったとして、次に対策の方法についても、例えば、盛土でありましたら50センチであるとか、コンクリートだったら20センチとか、現行においては一律に決められています。その50センチとか20センチの意味合いというものについても十分理解しないと、一律な対策になってしまって、結果的に合理的ではない対策になってしまいます。

したがって、対策をする場合において、それがどのような目的において対策をするのかというような理解を深めるということも必要だと思えます。

(高橋座長)

リスクマネジメントの観点から、そういうことも重要だという御指摘をいただきました。  
それでは、中杉委員。

(中杉委員)

余り議論になっていなかったのところ、リスクコミュニケーションなんですけれども、これに少し絡んで、後ろの方に土壌対策基金の話が出てきます。リスクコミュニケーションを促進するために、土壌対策基金をうまく活用できないか。それから、土壌対策基金って、今、ある程度限定をされていますけれども、リスクコミュニケーションをするための人材の養成とか、そういう専門家を派遣するとか、そういう支援のところに対策基金を使えるような形にすると、もう少しリスクコミュニケーション、各サイトごとのリスクコミュニケーションを助ける役割を果たせるのではないかと期待しますので、まあそんなに大きな費用ではないと思います。

ですから、そういう意味では、そういう制度、仕組みをつくっていかないと、多分リスクコミュニケーションをやりましょうというのは、今まで同様、今後もかけ声のみで終わってしまうことを恐れますので、何か少し、そういう意味では工夫をしてみたらどうかというふうに思います。

(高橋座長)

先ほどの奥村委員の御指摘も、かなりリスクコミュニケーションにかかわる部分もあると思います。さらに言いますと、指定調査機関の質の問題が後で出てまいりますし、後の論点にもかかわる部分があると思います。ただ、この辺は特に重要な論点ですので、何かほかに御意見ございましたら、意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

では、正保委員。

(正保委員)

今、御説明がありましたリスクコミュニケーションのところでございますけれども、今回の土壌汚染対策の問題とされているところというのは、恐らく個々の理解と申しますか、国民の方々の理解が十分に深まっていないところが一番の大きな問題ではないのかなと思っております。

例えば先ほどのブラウンフィールドの問題もございまして、土地の過剰な対策等も、リスクコミュニケーションというのが何を行っているかと申しますと、実際の汚染地区、汚染土壌の上に住まわれている方にどういうリスクがあるのかということと一緒にお話をし、それを御理解いただくということなんですけれども、まず、そのためのベースの御理解というのが十分にできていないのが一番大きな課題なのではないかなというふうに思います。

以上です。

(高橋座長)

ですから、そのリスクコミュニケーションをどうやっていくのかという、制度化の問題も今後議論していかなければいけないと思います。

その辺、さらに何かございましたらば。

前川委員、いかがでしょうか。

(前川委員)

私の意見の最後に述べさせていただいておりますけれども、地方公共団体というのが住民と直接的に接する立場にありますので、地方公共団体の職員の方々が土壌汚染に対する理解を深めるとというのが、非常に重要となってくると思います。まだ、土壌汚染についての対策の考え方について十分理解されていないという点もあると思いますので、今後、環境省等を中心として、地方公共団体の方々に対する啓発活動というものをさらに強めていくということが必要だと思えます。

(高橋座長)

石渡委員、何かございますか。

(石渡委員)

今言ったお話というのは、わかる部分もございまして、基本的にはリスクコミュニケーションの中で、やはり皆さんが誤解してくるのはリスクはゼロが一番いいんだと、やはりそっちの方向へ行くことが一番大変難しいことですね。一般の人にとっては、リスクゼロの方がいいに決まっている。ただ、リスクゼロということはあるにないということも、また理解してもらわなきゃいけない。そこをどうするかという現実的な問題がございまして、自治体職員だけじゃなくて、やはり一般の方に、その辺を重々わかっていただくというような仕組みとか仕掛けというものは必要かなと思っております。

(高橋座長)

今後制度化に当たって、そのような点もいろいろと検討すべきだというご意見ですね……。

では、どうぞ、嘉門委員。

(嘉門委員)

地方自治体の職員の方が理解していないというのは、総論的に言ってしまうとそうかもしれないんですけど、かなりの自治体で理解が進みつつあります。それで、後で議論になるかもしれませんが、自然汚染の問題も含めまして、日本のように低品位の重金属を含んだ地盤が日本各地にあるようなところでは、基本的に重金属の含有量というのは、環境基準を超えているとこ

ろが極めて多いと思います。御承知のとおり、ヒ素とか鉛とかが多いです。それで経産省の方での研究機関での地球科学で、含有量の基準を全国レベルでも公開しておりますが、それが自分の自治体の中で細かく調べられますと、それこそ土地の不動産価格にも直接関連いたしますので、自治体としても極めて慎重に対応されています。

しかしながら、せっかくのデータを自治体の、自分の都市の重金属のレベルと、汚染レベルと言わずに含有量レベルですけれども、それを細かくデータベース化しようという動きが各地で今進んでおります。それを、私、自治体と研究機関との調整をするのでやったことがあるんですけど、確かに自治体の方は、そういうことを細かく示すのを嫌われることは確かですね。土地の値段、自分のところの土地というのはわかって、汚染だと言われたら、もう大変なので。

しかしながら現実はそのなんだということを、できるだけ詳しく情報として開示するということが必要だと。ですから、ゼロリスクはあり得ないと石渡委員がおっしゃったけれども、現状はそのなんだから、それに対して今後50年、100年、私、サステナビリティという視点というふうに書かせていただきましたけれども、そのときにどう対応していくかということを理解いただくのがリスクコミュニケーションですから、そういう視点で、やはり情報開示を徹底的にやって理解を得ていくという、これはやはり、国と自治体と、あるいは研究者と一般のメディアも含めて、産官学民というその辺で、やはり意見交換をして理解をしていくという、そういうことが必要ではないかなと思っています。

(高橋座長)

貴重な御指摘、ありがとうございました。

では、佐藤雄也委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

リスクコミュニケーションなんですけれども、一般にリスクコミュニケーションがうまくいったという場合は、どういうことをみんなイメージしているかということを考えてみますと、リスクコミュニケーションについて、誤ったイメージが固まっているのかなと思っています。それは、リスクコミュニケーションがうまくいったというのは、発生源側から見ると、説明会で余り問題な質問がなく、すんなり通ったという理解ですね。一方、住民側から言うと、我々の言っていることを発生源側もかなり言うことを聞いてくれたと、これがまあ、リスクコミュニケーションがうまくいったということで、両方が対立構造なんです。

失敗した例を挙げたら、もっといいかもしれません。発生源側から見ると、反対に遭って、思うように事業が進められなくなってしまったと。それから、住民側から言うと、どうも工場側は隠しているのではないかと、我々の話を聞いてくれない、と。リスクコミュニケーションは、そのときにどういう役割を果たすかということ、私はリスクコミュニケーションというのは、基本的には情報の格差をなるべく縮めていくということが、本当のリスクコミュニケーションの目的だと思うのです。

ですから、情報の格差を縮めていくことによって、実はこういう点のリスクを見落としていたとか、あるいはこのリスクについては非常に過剰に考えていたとかいうことが出てくればいいわけですし、スムーズにいったとかいうことは余り関係なくて、リスクコミュニケーションがうまくいくと、かえって盛り上がる場合もある、と。最終的には落ちついてもらわないと困るんですが、過程の途上ではそういうことがあっても全くおかしくない。それがまあ、リスクコミュニケーションじゃないかなと、私はそう思っています。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。情報開示について、いろいろ御意見をいただいておりますが、では、藤井委員、いかがでしょうか。

(藤井委員)

用途ごと、サイトごとの合理的な対策をやることについては、私、賛成です。ただ、その前提として、特に工場等の企業用の用地について建物が付属している場合は、今の財務会計面での議論で言えば、その用途のいかんにかかわらず、含まれている汚染については開示していかなければいけない方向に話が進んでいます。したがって、その汚染がどれくらいあるかということ把握するのが、まず最大の問題で、その後の用途の変更がしょっちゅう行われること自体は、むしろ望ましくない。

汚染の改善の問題と、用途よっての影響度とのギャップを埋めるのは、やはり原則として、用途変更の厳格化、用途変更を極力認めないということになると思います。そうでないと、ブラウンフィールドでなくても、現状では企業の保有固定資産についての潜在的汚染のコスト等が完全に把握できていないわけです。安易な用途変更をして住宅地に転用すると、大変なコストがかかるかもしれない。理屈で言えば、汚染を今どう除去するか、現在の会計上にどう計上していくかということが求められている中で、緩い用途規制の適用資産なので、少ししか計上しませんとかいうわけにいかないわけですね。

ですから、このギャップを埋めるのは、用途変更の厳格化というものを持ち込まないと、企業にとっても将来価値が不確実になります。しかし、それが土壤汚染対策法の中ででき得るのかどうかは、少し私にはよくわからないところです。ただ、単なるリスクコミュニケーションだけでは、このギャップは解決できないと思います。リスクコミュニケーションが必要なのは、住宅地等の場所だと思うのですけれども、それは用途変更が行われるからそういうことが起き、必要になってくるわけですね。しかし、それでうまくいくケースもあるかもしれないけども、メディアに長く携わった私の経験から言えば、うまくいかない方が多いのではないのでしょうか。というのは、人はだれも自分の土地の価値が下がることを望みません。その苦勞で個別のコストをかけるよりは、用途変更の厳格化という一般原則を何らかの形で盛り込まないと、ギャップは埋めるのは大変じゃないかなと思います。

(高橋座長)

用途変更のときをどうつかまえて、どういう手続をやるかという点について、制限的にそういう用途変更をやりにくくなるシステムが必要だということも御提案いただいたんだろうと思います。そろそろ次の議題に移りたいと思いますが、では前川委員で最後ということをお願いします。

(前川委員)

今のお話にありました件ですけれども、用途別に対策が必要な基準というものが設定されたとしても、管理が必要なレベルかどうかの判定となる一律の基準というのはやはり残しておかないといけないと思います。

したがって、要するに管理すべき土地かどうかというような制度、今では指定区域という制度がありますけれども、この制度自身はなくなっていくないと思っています。ただ、現状において指定区域という制度のとらえ方が、非常にマイナスのイメージとしてとらえられているという点がありますので、これはまさにリスクコミュニケーションにかかってくるかと思いますが、それをいかに一般の方に不安を与えないような制度にするか、イメージにするかというところが大切な点ではないかと思っています。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、(1)の議題につきましては、時間の関係上これぐらいにさせていただきます、(2)の「法制度と自主的な調査・対策のあり方」について議論を進めてまいりたいと思います。(2)の から につきまして、御意見ございますれば頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

では、奥村委員、お願いします。

(奥村委員)

のところに、調査猶予が多いということが言われていますけども、これをどう考えるかということですが、やはりこれ、前回の法制定時、国民に過剰な負担をかけないということからこうなっているのであって、そのところはよく認識していただきたいと思います。

(高橋座長)

前回の制定時の趣旨も踏まえろという御指摘だったと思いますが、それ以外に御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

中杉委員、お願いします。

(中杉委員)

今のお話、そのとおりだと思いますけど、ただ、この土壤汚染については、掘削除去をやめましょうと、そういう措置は求めていませんと。だから、土壤汚染対策法は求めていないんですよ。その趣旨というのは、汚染があることを知って、それにさわらないようにしましょうと、だから過剰なことはやめましょうというのが、本来の趣旨なんです。それを理解をされていないから問題になってきていると、今、リスクコミュニケーションに関しては正しく理解をしていただけないので、いろいろ軋轢が出てきたんですね。

そう考えると、一番最初のところは、汚染があることをみんなで知りましょうということが一番の根本なんです。そういう意味でいくと、できれば もちろん調査するにはお金がかかります、その費用をどうするという問題は当然ありますけれども、できるだけ知ることが必要だろう、社会が知るとすることが必要だろうということは、これ一番の前提として考えていく必要がある。そういう意味でいくと、今、土壤汚染が見つかっている中の、ごく一部しか法対象ではないというような中で、例えば猶予の件数、調査した件数で割り戻してみると、数百件、土壤汚染があっただけでなく、それが調査を猶予されてそのままになってしまっている。

その問題について、例えばここで指摘されているように、その間に土地形質の変更をしたらどうなんだというような問題がある。そこら辺のところは少し難しい、ニワトリと卵みたいな話があるんですが、全体としては把握しておくことが、一番もとであるということは認識しておかなければいけない。確かに、そこについて誤解があるということは、もちろんそれをどうするかでものすごく難しい問題です。だから、それは把握しない方向がいいんだというのでは決してないだろうということだけ申し上げておきたい。

(高橋座長)

では、奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

多分、中杉先生と同じことを違う言葉で言っているんだと思うのですが、今、自発的にや

っている件数が多いという議論もほかにもありましたから、それも含めて中杉先生の御指摘に答えるとすれば、だから自発的にいろんなことをやっていると、そういうことなんです。だから、一方的に猶予の件数が多過ぎるとかね、自発的な取り組みが多いということが課題である事については、断じて容認できないということを申し上げているつもりなんです。自発的にはいろいろやっているということで、それを方々でがんじがらめのやり方をされたら、国民に対して過剰な負担を求めているないということで、前回決まったと。それで、経済界も賛成したというふうに認識しております。

(高橋座長)

大塚委員、いかがでしょうか。

(大塚委員)

確かに、3条1項のただし書きについては法律上決まっているんですけども、その後省令ができて、さらに猶予の可能性が広がったということがありますので、法律制定時に全部そういうふうに決まっていたわけではないというのが恐らくあります。また、これは事務局の方が正確だと思います、これほどふえるとは思わなかったというのは、恐らくあるんだろうと思います。

さらに、そういう話はとりあえず横に置いておいても、先ほど中杉委員がおっしゃったように、外に情報が出るということが非常に重要です。また、土地の改変時とか売買時については、どのみち調査されないとなかなか売れないということもあると思いますし、調査の仕方がある程度のレベルに達しているということを保証する必要があるオールジャパンであると思いますので、土地の改変時とか売買時を調査のきっかけとして入れることは、現在要請されているのではないかと考えております。

(高橋座長)

今、大塚委員も御指摘がありました、ほかに御指摘があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

よろしいですか。土地の売買は、これ、ほかのところに出てくるのかもしれませんが、私はこれは基本的にビジネスだと思っておりますので、通常、ビジネスをやっていると常にリスクはあるわけですが、これは人の健康のリスクではなくてビジネス上のリスクなんです、その当然のビジネスリスクがつきまとうものである、と。どんなビジネスでも。したがって、土地取引の際には、十分、民法でカバーできているじゃないかというふうに私は思っております。

確かに土地取引の際には調査しますけども、それを法律で縛るといのはいかなものかなというふうに感じております。ただし、ガイドライン、一定のガイドラインのようなものがある、それはいいかなというふうに考えております。

(高橋座長)

大塚委員、いかがですか。

(大塚委員)

おっしゃることは私もよくわかるつもりなんですけども、一つは調査のレベルが保証できないという問題と、もう一つはビジネスの問題なんですけど、どうしても土壌汚染の問題というのは下の方に隠れているものですから、ビジネスに完全に任せておくと、後で買った人が、実は汚染されていたことがわかったというようなことがあって、だれにも法的な義務づけがないと、そのままスルーして行ってしまう可能性もあって、後で買い主がとんでもない目に遭ったということになるものですから、そこを少し気にする必要があるのではないかという問題があると思います。

(高橋座長)

前川委員、お願いします。

(前川委員)

そもそも、法律をつくる際に、法律の範囲というものがかなり限定されるということについては、わかっていたことであり、それをカバーするのが自主的な調査であると条例等に基づく調査だと思えます。ただ、これからの土壌汚染対策がすべてで完全除去が求められるのではなくて、土壌汚染を残置し管理していくというような流れになってきた場合には、その実態を開示しておかないと、先ほどの大塚先生のお話にありますように、その後の土地の所有者のリスクになってくるとか、あるいは周辺の住民がそれを知ることができないことによる問題発生のおそれがあります。したがって、そういう点から考えた場合に、現在のように条例や自主調査にゆだねているという点については、情報の適切な開示という面からかなり無理がくるのではないかというふうに考えております。

(高橋座長)

では、廣田委員、お願いします。

(廣田委員)

土地取引や証券化等のビジネスに関連した鑑定評価等をする上で日ごろ悩んでいる者として、どういうところで悩んでいるかという観点から申し上げたいと思います。

確かに自己責任といいますが、リスクをどう判断して取引をするとか開発をするとかということが行われておるわけですが、その中で、やはり、どうしても土壌汚染対策法とか各自治体の条例とかというものを物差しにしながら、何をどの辺までやったらいいか。ただ、最終的には法律とか自治体の条例の適用を受けないものについては、自分でどこまでやるかをすべて判断しなければいけない。一見自由でいいというところもありますが、そこを全部、自分の責任になってしまうというところで、何らかの物差し、もう少し強い物差し、あるいは例えば東京都の中でやるのであれば、東京都のちょっとしたお墨つきみたいなものをもらった方がいいとか、ただ、余り縛られたくないという、そのころ合いというのが非常にケース・バイ・ケースで求められているというか、それぞれの案件によってあるというところが、今回、先ほどのどこまで網を拡大するかという議論の中で、非常に生々しい問題があると思います。

一方で、先ほど来、前半の議論にあるように、いわゆる科学的なといいますか健康面の話と、お金の話と、本当はリンクしていなければいけないのですが、そのビジネスの現場では非常に切り離されて議論されて、どちらかという責任がどうなのかという話で議論されてしまっているというところがありますので、非常に難しいなと思っております。

以上です。

(高橋座長)

売買を念頭に置いた調査の話にも議論が移っておりますが、では、お二方、まず佐藤委員それから石渡委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

まず、調査を猶予された場合の土地ですけれども、固定資産税は市町村が把握していると思うのですが、汚染の実態把握というのは、県庁レベルだと思うのです。そういう意味で、土地所有者が変わった場合、固定資産税を担当している市町村の部署はきちんと把握できるんですが、県レベルになってくると、もうわからなくなると。あるいは、同じ市の中にあっても、その情報がうまく流れなくて、土壌部門はそういうことがわからないために、いつの間にか土地所有者が変わっていると。そのままどんどん引き継がれていくと、自治体の関係者は、だんだん、もう把握できなくなってくる。それで少し心配だということを、実際、私、耳にしております。

それからもう一つ、市とか区レベルの担当者のお話を伺いますと、むしろ土地所有者が自主的に取り組んで調査して、きれいだったということがわかった場合に、法律じゃなくて自主的にやったんだけど、これを市の担当者に何とか、市としてオーソライズしてくれないと言われて、どうしたものか悩んでいるということもありますので、調査対象を広げることは国民に重い負担を課すという見方も一つあるかと思うのですが、そういう土地所有者も一方にはいるという実態もございます。

以上です。

(高橋座長)

それでは石渡委員、お願いします。

(石渡委員)

この問題は二つあるかなと思っております。一つは法制度の範囲の問題にもかかわってくるのかなと。現在の法対象は、有害物質の特定施設でその廃止時に調査等が義務付けられておりますが、都をはじめ自治体の条例等は土地改変時など対象を拡大しているのが実態です。こうした現状も含めて、法の対象範囲をどうすべきか十分議論していただきたいと思っています。

次に自主的な調査・対策についてですが、この対応の現状は大企業と中小企業とでは大きく異なっております。大企業のケースでは、調査や対策の内容も十分で、早期なプレス発表も行なうなど危機管理的な対応がなされています。しかし、中小企業では後手後手になるケースも多いので、一定のルールが必要と思っております。例えば、自主的調査・対策も、先ほど佐藤(雄)委員がおっしゃったように、自治体側でコーディネーター役をやってほしいという思いがいっぱいあるのですが、この調査・対策でいいですかと言われた場合に、やはり一定のルールや基準でやっていただかないと、うちが受け取るにしても自治体が受け取って対応するにしても、なかなか動けないというような課題もある。

ですから、そうした面からも、この自主的な調査・対策の取り扱い方を、やはり少し検討してみる必要があるのかなと。できれば、それはいい意味でというのは、やはり中小にとっては、もめないで必要最小限の経費で対策まで結びつけることができれば、これが一番いいのかなと思っていますので、そうした観点で御議論いただければと思っています。

(高橋座長)

それでは斎藤委員、お願いします。

( 斎藤委員 )

ビジネスの現場の方から少し申し上げますと、今、3,000平米基準とか、あるいは今の土壌汚染のいろんな数値の基準そのものが、どの程度の健康被害ですとか、あるいはそういう悪影響を及ぼすかということが、いまいち理解できていないと。例えば私どもは、民間事業者として官の土地を公開入札で購入しました、と。そこに住宅を建てようと思って汚染の調査をしたら、自然由来ですけれども基準を超えた。そこは、海岸に結構近いところで、その基準を超えているわけですから、海水浴をされる方は非常に健康被害に遭っているはずなんですけれども、そのことは余り問題にならないので、むしろ基準を超えた数値を我々知ってしまった以上、それに対しては対策をしなければいけないと。

こういうような実情がありまして、今の基準がどういう程度でどうできているのかということがわかっていない。ただ、行政の方が、これは基準の中におさまっていますという、皆さん安心してしまうというのがどうも実態のようでありまして、その基準の程度みたいなことについても、いまいち、我々自身もよくわからないというところが、どうもこの問題がもやっとしていて一つの大きな要因なのかなというふうに考えます。

( 高橋座長 )

ある種のルール化が必要なのではないかというような御意見が結構多かったと思いますし、さらに、土地の売買の局面をめぐって、どうなんだという御意見も多々ありました。そこで、(2)に戻ってもいいと思いますが、(3)にも密接に絡んだ問題でございますので、次に(3)の「土壌汚染に関する情報の集積・公開、土地売買における情報の引継ぎ」の方に、主たる議題を移していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

では、それでは(2)に関連しても結構ですが、主に(3)につきまして御意見があれば頂戴したいと思えます。いかがでしょうか。

では、正保委員、お願いします。

( 正保委員 )

(3)に関する意見ということになるかどうかかわからないんですが、今までお話に出ていましたところ、自分なりに少し考えてみたんですが、まず、私が思いますのに、現在の土壌汚染対策法につきましては、リスクに対応するという、リスクをコントロールするということの法律であると思えますので、それに対する認識がまずできていないというのが一番大きな問題だと思っております、その上に今ビジネスが行われておりますので、その中で過剰な対応が行われているということになっているのかなと思えます。

そう考えていきますと、今のこの情報公開ということを考えますれば、日本の国全体でどういう、先ほど嘉門先生もおっしゃっていましたが、どういう土壌汚染があるのかとか、地下水の状態はどうなっているのかというところが、全体に皆さんのところに知るところになって、その上でどういう対応をとっていかなければいけないのかというところを議論できるようなベースづくりというのが、まず大事なのではないかなと思えます。

ですから、話が少し大きくなり過ぎるかもわからないですけども、この懇談会の議論にとどまらずに、別にさまざまな関係者の方を巻き込んだ形の議論というのをやっていただいて、その上で整理していくという必要があるのではないかなと思えます。

( 高橋座長 )

今のお話は、この懇談会とは議論の場を設定すべきだという、こういう御意見ですか。ただ、

一応、環境省の守備範囲の中で、こういう形で議論しているわけでありまして、そこで一定の結論を得るといことも大事だと思います。もちろん、その辺、我々の作業とは別にどういう形でやっていくかということについては御指摘もあろうかと思ひます。では、それ以外について御指摘があれば。

では、佐藤泉委員、お願いします。

(佐藤(泉)委員)

情報公開は、基本的に私はオープンであるべきだといふふうに思っているんですけども、さて、それが一体どういう方法が適切かといふことは非常に選択が難しい問題でありまして、一番簡単なのはインターネットで全部公開してしまつて、だれでもフリーアクセスだと。こういう考え方が一つですね。もう一つは、ある程度利害関係のある人がアクセスが可能である、と。ただ、その利害関係をどうするかと非常に難しい問題で、不動産登記などは、やはりある程度、閲覧には一定の費用をとっているわけで、それから、そんなにみんながインターネットで全部、抵当権者を全部調べられるといふわけにはなっていないわけですね。

そういう、一般公開するといつても、その手法のとり方、アクセスの容易性、それから費用の問題、こういうものはやはり今までの不動産登記に関する情報の提供の仕方と整合性を持って考えることが必要ではないかなといふふうに思ひます。

(高橋座長)

それ以外に御意見あればお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

では、石渡委員。

(石渡委員)

土壤汚染に関する情報の集積・公開、土地売買における情報の引継ぎといふことは、結構重要な項目だといふ認識が一番強いです。今、一番求められているのは、やはり法律の部分、また私も条例を持っていますから、条例で調査したとか、それからどういう対策をしたか、そうしたものをやはりデータベース化して、全部これをいつでもシステムとして検索できるという形にすることがいいのではないかなと思ひています。

将来的には企業側がやっている自主調査も同じルールで、内容もそれなりに確たるものが業界側でチェックされたならば、必要に応じてそういうところへ乗せていく必要もあるのかなと思ひています。その理由としては、やはり、何度も同じような調査をいろんな調査機関がして、結果として調査が高くなっているのではないかと。土地の履歴一つをとつてもですね。やはり、そういう意味で効率的、効果的なやはり情報が取得できるといふので必要かなと。

それからもう一つは、指定区域との関係もあるんですけども、今、掘削除去しないと指定区域が解除されないといつた場合に、よく関係に絡むんですけど、今の指定区域制度のままに置いとしまつと、やはり掘削除去といふ形じゃないと、なかなか解除できないという形になりますけれども、その根本はやはり情報がきちんと開示されていれば、今はこの部分は土壤汚染の部分は処理されているとか、でも、ここは残っているよとか、それをやはり10年、20年かけて土地利用に応じてみんなで分担し合うとかいふような発想であれば、土地の価格もそれなりに、それを見込んだ価格で取引されるのではないかなと。そういう意味で、これ、結構重要な事項なのかなと、私も思ひています。

特に将来的には、行政側も、やはり民間のコストを安くするために土地の履歴といふ部分では、戦前を含めて、過去、大きな工場はどこにあったと、そういうデータがあると、結構効率的な調査になるのかなと。それで、しかもそういう工場では、過去どんな物質が取り扱われたといふの

が、結構、皆さん共有して持っていた方がいいのではないかなと。そういうのも含めて、情報システムを構築していく必要があると考えております。

以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

では、奥村委員。

(奥村委員)

情報公開も、まさに石渡委員のおっしゃったとおりだと思うのですが、全く賛成なんですけどもね、その大前提として、調査結果が正しいということを前提にお話しされているわけですね。土対法が施行されて5年間たったわけですね。5年たってこのざまやということなので、今後5年間でそれがきちんと改善できるのかどうか甚だ疑問だと思っておるのですが、どなたかよい知恵があったら出していただきたいくらいなんです。すべてのことは、調査機関のレベルがきちんと統一できてからの話ではないかというふうに感じます。過去の土地の履歴というのは、これはまた、少し別の話ですけども。

それから、嘉門先生のおっしゃった自然由来も飲料水の状況も、データベースの整備が今されているということなら、ぜひともそれは公開してほしいなというふうに思います。

以上です。

(高橋座長)

たくさん拳がっておりますので、順番に。

それでは、嘉門委員、廣田委員、藤井委員の順でお願いします。

(嘉門委員)

今の情報の集積・公開並びに奥村委員からの調査結果の正当性の話ですけども、これについては、特に調査結果の正当性については、情報が公開されることによって、おのずといい方向に行くのではないかと期待するしかないということですね。

それで、要するに先ほど申し上げた地球科学情報について、それを各地域に落としていくという作業は実は極めて大変でございまして、環境省だけでこれができるわけでもないし、経産省だけでできるわけでもないんですけども、国土情報については国土交通省の方で、地理院の方でGIS情報が全国をカバーしておりますので、土地利用情報の情報についても、GISのベースの中に数字データとして落としてくることができれば、これは極めて汚染のデータと結びつきやすいということですので、それをやはり、省庁間を含めた連携プレーでそういうことをするような方向に、自治体も巻き込んで今後やるということが、まあ5年でできるかどうかわかりませんが、取り組むべきことではないかなと思います。そういうものがないと、国民の方にそれぞれが簡単にはなかなかわかりにくいと。

それから、佐藤(泉)委員の方から、インターネットですべての人が全部アクセスできるかどうかかわらんという話もございましたけれども、今の状況を見てみると、若いも若きもインターネットには簡単にアクセスできるような状況になりつつもあるので、心配せずともそういうネットワークができ上がれば、だれもがわかりやすい情報にアクセスできるという。そこに乗っかっていることが非常に重要なので、今の自治体の中にあるという情報では、もうやはり、どうしても一般市民、私たちにとっては、お上に尋ねていくというのはなかなか難しいものですから、ぜひ、そういうインターネットという非常に便利な機器がもう完備できているわけですから、そ

こに乗っかっていくという、そういう努力は必要ではないかなと思います。

(高橋座長)

データベースの必要性と、あと、先ほどの奥村委員の御指摘は後でまた、指定調査機関のレベルの話は出てまいりますので、そこでも議論したいと思います。では、残りお二方、よろしくお願ひします。

(廣田委員)

先ほど奥村委員の方から御指摘があったところが、私も非常に悩ましく感じているところで、もちろん総論では公開をしていただく、よりたくさんの方の情報を公開していただくというのは良いことですが、やはり公開された情報を信じることによって、その次何かトラブルがあったときにどうするのかというところが一つと、その前提になるのがこれから仕組みをつくっていくということも含めてだと思っておりますけれども、こういったものにのっとった調査なり対策なりという話があると思います。

それから、そういうものができたとして、そこに登録されているものがすべてかどうかという話をすると、過去に例えば法律の範囲内の話は指定区域の台帳とか、東京都のものであれば、その東京都の百十何条というものに絡んだものは見せていただけますが、実はそれ以外にもまたさらに自主的なものやっていたとか、それがわからなかったので少し、非常に手間がかかったとか、あるいは、場合によってはそれによって誤りが生じる可能性があるのかなというところがありますので、結構、総論はもちろん賛成させていただきますが、単に公開すれば良いとはならず、その辺までの仕組みをどこまでつくり上げられるのかなというのが、実務としては非常に難しいのかなと思います。

以上です。

(藤井委員)

この問題も、(2)とやはり絡んで来て、売買をするときには調査しないと懸念が出るわけですから、価格がつかないわけです。逆に、調査を既にしていると、売買時に疑念が生じないというインセンティブにもなります。調査済みというインセンティブですね。ですから、売買する必要のないところ、特に現在、企業が保有しているような工業用地の場合は、現行法のような猶予規定があっても、私はいいと思います。ただし、それが用途変更を伴うような形の売買だったり、あるいは工場間で用途変更を伴わないけれども所有権が移転するときには、当然その調査によってどの程度の汚染の可能性があるのかということは、買い手側は求めるわけです。その調査の品質と、そこでの調査の結果についてのオーソライゼーションができていないのかということも影響してきます。

ですから、やはり、市場での取引を前提にすれば、自主的な調査であっても、その結果についてはオーソライズされるような、例えばフェーズ1調査義務化の中で、これはフェーズ1がついていまして土壌汚染については現時点においては可です、という尺度が必要だと思います。先ほど議論が出た、追加の問題、いずれひょっとして出てきた場合の浄化負担の問題というのは土壌汚染対策法以外の別法がなかでAAIのようなものを導入しないと、売買のときのリスクは残るわけです。ただ、そうしたリスクは残るけれども、それは売買自体には絡まないと位置づけて、買い手は、それ以上の負担を負わないという仕組みにすれば、さかのぼっての調査はどの部分を調査すればいいのかの目安ができます。そうすれば、売買のときに、買い手のリスクは軽減されるのではないかなと思います。

(高橋座長)

制度の統一性をどこまで追求するのかということについての御指摘だったと思いますが、では、大塚委員、最後をお願いします。

(大塚委員)

情報開示の方も非常に重要だと思いますけども、譲り受けに対して情報の記録を承継させるという制度、あるいは、それは本当は第三者機関がやるのがいいと思うのですけれども、これも重要であろうと思います。というのは、開示するのも、多分、何もかも開示するというのもいいんですけれども、余りにも詳しい情報を全部開示をどこまでできるかというのは、必ずしもよくわかりませんので、非常に詳しい情報については承継するという制度も考えた方がよろしいのではないかと思います。

情報開示については、さっき廣田委員が仕組みについてどこまでつくれるかというお話をされましたけども、本当はそこまでここで議論した方がいいんだらうと思いますが、前、中杉先生が座長で委員会をやったことがありますけれども、そこではかなり難しいという話は実際出てはいたのです。例えば、シロ情報の方から登録するとか、あるいは、最初のうちは利害関係者だけが閲覧できるようにするとか、少し、そういうことも考えながら、利害関係者との交渉をしながらやっていくというのが現実的ではないかと思えます。私も、理想的には、一律、全面開示の方がいいと思っているのですけれども、実際にはそういうことも少し考えざるを得ないのかなと考えております。

(高橋座長)

今日ですべて議論し尽くすわけではございません。とりあえずいろいろな認識を出し合ったということで、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(4)の「搬出汚染土の適正処理を確保するための制度の充実」のところに移らせていただきます。ここについて御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

搬出汚染土の件でございますけれども、私どもとしては発生現場で処理が完了する形態、これを進めていただくことが一番重要なんだらうと思っております。搬出される場合についてでございますけれども、この汚染土という形での処理責任、これはやはり排出者の責任をかなり明確にさせていただく必要があるのではないかと考えております。

なぜかと申しますと、私どもでは残土条例という条例をつくっておりますけれども、通常であれば有用物であるはずの土壌、残土といいましょうか、こういうものの処理先が確保されずに問題になっているというケースが多々ございます。そういう前提でまいりますと、この汚染土と言われる処理物も含めてでございますけれども、排出者の責任、これをぜひ明確にさせていただきたいということ、また、仮に適正処理が不十分であった場合の責任が、どう問われるかということも明確にしていく必要があるのではないかと考えております。

(高橋座長)

今、御指摘いただきましたが、それ以外にございますればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

前川委員、お願いします。

(前川委員)

この問題、難しい点といたしますのは、土壌汚染があるというのがわかった土地から発生したもののについては、比較的管理しやすいんですけども、盛土であるとか、あるいは自然地層のように、表面上は全くわからなくて、そういうところで発生した建設発生土が、知らないうちに持ち出されてしまうという点が、非常に厄介な問題だと思います。

だから、それに対しましては、一定の量以上の土砂を搬出する際には、分析を義務づける等の措置が必要ではないかと思えます。ただ、このあたり、余りに量について少量でもという話にしてみましたすと、例えば一般家庭から出てくるような土砂をどうするのかとか、あるいは公共事業の中でも下水工事の少量の土砂はどうするのかというような問題も発生しますので、そういう点のバランスを見ながら、大量の土砂を発生するときには管理をするということが必要だと思います。

もう一点、そういうふうな土砂につきましては、実は非常に濃度としては低レベルな汚染土壌の場合が多いわけですけども、そのような低レベルな汚染土壌について受け入れるような施設というものについての検討というものも、あわせて必要ではないかというふうに考えております。

(高橋座長)

奥村委員、お願いします。

(奥村委員)

この件は、産業界としましては、何らかの対策が必要というふうに考えております。ただ、これ、いろんな関係者が多過ぎて、これは別途、違う場で議論が必要なのではないかなという気がいたしております。統計によりますと、最もたくさん土が出てくるというのは、どうも公共事業みたいなものらしいんですけども。

それからもう一点は、勝手に土をどこかその辺に散らかしても違法行為にならないということを知って、私は驚嘆しています。今日び、たばこの吸殻を捨てても怒られるときに、そんなものを捨ててもいいのかなど。そういった観点からも、何らかの対策が必要だとは思っております。

(高橋座長)

それでは嘉門委員、お願いします。

(嘉門委員)

ここでいう搬出汚染土というのが何かというのは、きちんと定義をしておく必要があると思いますね。自然由来の土を掘削して、それが汚染土と認識されずに搬出された結果汚染土となるというものと、基本的に汚染対策で搬出された土が不適正に処理されてしまったと、こういうこととは基本的に違いますので、最初に申し上げた方は、これは特に建設発生土のリサイクルに絡んで、自然汚染との関連でかかわる話でございますので、それについてはまた別の枠を決めるとしても、この後の方、汚染対策に伴って発生した搬出汚染土については、少し書かせていただいたんですけども、物流管理をきちんとして、最終先まで、廃棄物のマニフェストではございませんけれども、それに準じたような処理をきちんと明確にするという、そういう方策が重要じゃないかなと思っております。

(高橋座長)

この問題については、御指摘いただきました意見を見ても、何らかの対策が必要だということろはかなり明確で、そのことについて環境省の守備範囲でどこまでできるかということろをここ

できちんと決めるといことが大切だと、私自身思っております。

それでは、大塚委員。

(大塚委員)

嘉門委員がおっしゃった自然由来の話は、また後で自然由来のところで議論させていただければと思いますけども、それ以外の人由来の場合の話に一応今限定して申し上げますと、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、その責任の問題が重要だと思います。ただ、その上で、やはりこの問題については、予防の問題は多分もっと重要です。というのは、土というのはその辺に放置してしまうと廃棄物以上にわからないものですから、廃棄物の不法投棄以上の問題を起こすかもしれないということがございます。また、どうせわからないからということが出てくるかもしれないという意味でも予防の問題が非常に重要だと思います。

そういう意味で、あらかじめどこかで監視するような仕組みが必要になってくるのかと思えますけども、その場合に、前川委員がおっしゃったように量で見るとか、あるいは場所をどこか限定するのとかというあたりを少し検討する必要があると思えますけれども、そういうところについては、指定区域でなくても土壌が搬出されるときに何らかのチェックをするような仕組みが恐らく必要になってくるのではないかと思います。

奥村委員からも、ほったらかしにして違法にならないというのはおかしいとおっしゃっていただいて、大変心強い気がいたしました。

(高橋座長)

この問題はこのぐらいいたしまして、次に(5)の方の「調査・対策の信頼性」、かなり奥村委員もおっしゃっていただいたところがございますので、そちらの方に議題を移したいと思えます。

(5)について御意見あれば、頂戴いたしたいと思えます。

荻原委員、お願いします。

(荻原委員)

土環センターで150の自治体、結果なんですけど、アンケート調査をして143の自治体から返事がございました。そのうち25%の自治体で、指定調査機関の技術的能力が不十分な場合があるという返事がございました。中には、法律で定められた調査方法を理解していないとか、調査報告書を書けないとか、法律を十分に理解していないと、こういうふうな指摘もありまして、先ほど奥村委員が疑問を呈したこと、それに対しても一つの回答になるかなと思えます。非常にこの点は、我々も焦眉の急だと。いわゆる技術者の育成と企業も含めて、早く信頼できる調査機関、対策機関を育成しなければいけないというふうに思っています。

(高橋座長)

奥村委員、いかがでしょうか。

(奥村委員)

今のお話を聞いて心強い限りですけれども、これ、現状のままですと、ほかに議論していること一切が何の役にも立たない議論をしているのではないかという感じがしております。したがって、これ、教科書的な答えになるかもしれませんが、法の対象範囲を広げる云々の議論より先に、調査機関のレベル統一が先ではないかということ、私の意見とさせていただきます。

(高橋座長)

そこは同時並行的にできるかどうかということも、ぜひ議論していただきたいと思いますが、これにつきまして、ほかに。

では、早瀬委員、お願いします。

(早瀬委員)

金融機関はファイナンス対象になる不動産あるいは担保取得の場合には土壤汚染等について評価をしているわけですが、私どものプレゼンのときにも申し上げましたように、経済的なコストの制約や、あるいは時間的な制約の観点から、どうしてもフェーズ1の利用に頼らざるを得ないと、こういう面がございます。

そういう意味では、やはりこのフェーズ1の信頼性というものについて非常に強い関心を持っております。現在、私どもでは指定機関の中から特定の業者さんを選んで発注をしているわけですが、事前に幾つかの業者さんから、どんな方法でその評価をするのかプレゼンを受け、一番いいだろうと思うところを使わせていただいているわけですが、しかし、それは本当にどのぐらい妥当なのかということは、専門的には深くはわかりません。そういう意味でやはりフェーズ1の調査の標準化というものが、非常に私どもにとっては関心があります。

さらに言えば、そういった評価と、それから、実際に処理が行われたときの処理額にどのくらい乖離があったのかと。こういったことが内部的には余り事例がないものですから、これについてのデータが余りありません。仮に、もし少ないサンプルの中でそういう事例が出てくると、評価の下方乖離が起こったものについて強く着目されますので、どうしても保守的な方向へ走ることになります。情報の非対称性が取引コストを高めるといのは、いたし方のないところかなと思いますので、そういう意味でも評価と、実際の処理額とのその乖離度合いを、例えば何らかのデータベースのような形で知ることができれば、少ないサンプルの中での下方乖離による必要以上の保守性というものを回避できるかなと、こんなふうに考えております。どのくらいそういったデータベースを開示するのかというのは、情報公開の程度、どのくらいの深度でそれをどのくらいのタイミングでやっていくかと、こちらの方の議論にかかってくるので、そこはそちらの議論にお譲りするとしても、例えば個別サイトごとにはそういったことは開示はしないけれども、サイトの特定性は秘する形で、しかしこんなような事例があったと。こういったものをぜひ、構築していただけるのであればお願いをしたいなと、このように思っています。

(高橋座長)

これは、いわゆる調査という形でどこまでやれるかという話だと思いますが、それ以外では、嘉門委員、大塚委員、藤井委員それから中杉委員の四方。これで一応この議題については終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

(嘉門委員)

調査の信頼性という、これ非常に重要であることは確かですが、先ほどの25%も信頼性が低いという話は大変なことだと思いますが、調査の中で、確かにそういう標準的なマニュアルというのはなかなか整っていないというところが、また難しいことになっていると思うのですが、実は指定基準、環境基準そのものが、極めて専門の調査機関でないと値のデータに対する信頼性がない、と。大学のような機関でやっても、常に調べていなければ、その値についてはほとんど信頼できないと。我々のところでも、土壤汚染の研究をしているといいながら、自分のところの学生諸君が測定したデータに対する信頼、実は、私は全然やっていないんですね。レポートを書く際には、必ず指定調査機関というよりは、環境計量士の免許のある機関に出してデータを

きちんとチェックするということをしております。

それぐらいに、環境基準のレベルそのものがなかなか厳しい。同じ材料を調べましても、専門家が調べましても大体60%ぐらいは確かなんですけれども、それ以外は上下するという、実はそんな値で決められているという、この値そのものの難しさということが一般の方にわかってくれば、環境基準そのものを少々超えた超えないというのがどれぐらいのレベルのものかということにもつながってくるわけですので、そういう意味では、前から言うておりますような、内容を詳しく知らせるということは非常に重要だということで、しかし、何も私は、その調査の信頼性を低めてもよろしいと言っているわけじゃないんですけれども、値の内容がそういうものだということの理解が重要だというふうに思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございます。

では、大塚委員、お願いします。

(大塚委員)

今まで御議論があるように、調査に関して、現在の指定調査機関に何らかのプラスの要件を資格要件としてつけるというようなことが必要になってくるのではないかと思いますし、フェーズ1調査についてガイドラインのようなものが必要だと考えておりますけども、さらに追加して申し上げておきたいのは、対策の方も、だれがやってもいいという状況でいいのかどうかという問題が恐らくあると思います。しかも、調査をする人と対策をする人が全く別々の場合もあっていいと思いますけれども、一体としてコーディネートしてくれるようなところがある方が恐らく望ましいと思いますので、調査は調査のことだけを考慮してやり、対策はまた全然別に前の調査のことが必ずしもよくわからずにやるというのは、必ずしも効率的だとは思いませんので、この二つをつなげるとか、あるいは対策についても指定の機関をつくるというようなことを、ぜひ検討していくべきではないかと思います。

(高橋座長)

それでは藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

調査、フェーズ1の標準化というのは望ましいでしょうし、今の御議論でもほとんど反対はないので、その方向がまとめていただきたいのですが、ただ、標準化してもフェーズ1による判別力には限りがあるわけですから、そこでその結果がどうなんだというところをやはりつなげていかないと、次に進まない。フェーズ1調査をしたけれども、後で汚染が見つかったので、では、またそこで汚染負担の議論になってしまうと取引が進まないと思います。やはりここは、売買後の免責問題をどうするのかという議論につなげる必要があると思うのです。

それからもう一点ですが、今、大塚先生が言われた、そういう面の調査と対策の統合ということなんですが、逆の面もあって、調査と対策を統合して一体でやっているところは、これ、後で削除していただいてもいいんですが、悪い言葉で言えば一時はやった「屋根瓦屋」的な問題を引き起こすリスクがあります。つまり、各家庭を訪問して、「お宅の屋根瓦、ただで見ますよ」と持ちかける。それでその人が、はしごをかけて屋根に上がって、調べたフリをして、「実は大変でした。壊れています。直すのに100万円はかかります。うちなら50万円で直してあげますよ」といった一種の詐欺商法がありましたよね。土壤汚染の場合も、調査の制度と、それを踏まえた対策との関係には、似たようなことになりかねない要素があります。要するに調査の信頼性

と対策というのは一体でやってしまった場合の弊害もあるので、そこをどうするかも考えねばなりません。では業務を分離するのか、少なくとも弊害や疑念を除去するような仕組みにしておかないと、調査の信頼性を確保するのは難しくなる。一種のファイアウォールが必要かなと思います。大半の関係業者の方には問題はないと思いますが、中にはそうした動きをすところが入り込まないとは限りません。こうした問題は現場ではかなり起きるのではないかなと思うのです。以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。その辺も、今後検討していきたいと思いますが、中杉委員、では、よろしくをお願いします。

(中杉委員)

先生方の今までの意見に反対するわけではなくて、そのとおりだろうと思いますけれども、一つだけ注意をしていただきたいのは、土壌汚染の調査というのは必ずある程度の誤差が出てくる。というのは、これは地下にあるものを地上に持ち上げてきて調査をします、判定をします。ですから、その部分で必ず誤差が出てきます。それを、絶対、誤差があってはいけないと言われるとどうしようもないということは明らかで、一つ申し上げておきます。

そういう意味では、調査の面積、密度ですね、これをある一定程度のところというところで、10メートル掛ける10メートルにしました。そこでもっと、先ほど大塚先生が言われたシロ情報なんてことになると、もっと細かく拾うという話になって、これはもう、べらぼうな話になってしまいますので、そういう意味では、ある一定程度のところで方法が決まっているということを理解をしていただく必要があるということが一つです。

それからもう一つ、別な観点ですけれども、低コスト化を図るということなんですが、これについては少し考えようがあるのかなと。一つの方策ですけれども、今、指定区域であるという、汚染があるという認定をするのに、これも公定法でやらなければいけない。公定法でやった上で、ここは汚染があるから指定区域ですよという認定をする。その部分、指定区域でないという認定をするときには、公定法でやらなければいけないかもしれませんが、そうでない部分については、もう少し簡易法でやることも考えていいのではないかなということが一つの、まあ、どのくらい低コスト化につながるかわかりませんが、そういうことも少し、幾つか検討する余地はあるだろうというふうに思っています。

(高橋座長)

御専門の方で、かなりまあ、ぶれはあり得るということが御指摘で挙がったわけですが、その上でもどこまで統一化していくのかということと、ぶれがあった場合どうするのかと、こちら辺の議論があったと思います。

時間の関係で、もうかなり、あと10分程度しか残っておりませんので、今日はもう、すべてできるということは無理だと思います。したがって、残りの時間、(6)について御議論いただいて、(7)以降はまた次回ということで御議論いただくということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、(6)ということで進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

では、佐藤雄也委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

この場でブラウンフィールド問題について環境省の方から報告があったと思いますけれども、土壤環境センターでやったものですね。その際に、報告では二つあったと思うのです。掘削除去というのは非常に高いので、全部掘削除去になると大変なことになると、そういうことを結果で示されたと思いますし、でも、なぜみんな掘削除去を選ぶのかというと、土地を買う人が、買った後、管理をしなくちゃいけないような土地だと、高くつくと思うから嫌がるというのも、一つ、理由にありました。もちろん、汚染されているということが嫌だというのは多いわけですが、そのとき、では、どの程度高くつくのかと。もう一つ、それについて発表がありました。これ、土壤環境センターの方かもしれませんが、対策費について、掘削除去の方を1とすると、リスク管理の対策は1割だったか2割かはっきりもう覚えていませんけど、かなり低いという報告をなされたと思うのです。そういう数字がどの程度確かかというのを、ケースごとに、すべての場合に当てはまるのかどうか、汚染の状況によって大分違うのか、汚染物質によっても違うのか、いろいろあると思いますので、対策の仕方によっても違うと思いますから、それをもう少し違いをはっきりさせて、そしてリスク管理地になった場合、本当にお金が大変だということなら掘削除去という、また、そういう声も高くなるかもしれませんが、私はそうならないことを望みますけれども、それをはっきりさせることが非常に重要なことと考えております。

以上です。

(高橋座長)

それでは奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

(6)の に、これ、大塚委員の御意見ですけど基金徴収というのがありますが、こういう言葉を見ると、私の目に非常に突き刺さりまして、どれぐらいその効果がこの5年間で上がったかも何もなしに、いきなりこの基金というような字だけが目に飛び込んできますと、とんでもないなと思わざるを得ないし、その検証が大事ではないかということと、土地取引といいますが土地の売買に絡んで、その私有財産に援助するというようなことは、これはもう、どだい間違っているというふうに考えております。

つまり、私が言いたいのは、包丁を使って殺人事件が時々起こると。なら、包丁をつくっているやつからみんな何か基金を集めると言っているのに、これ、等しいわけですね。自動車会社の場合は、よく知りませんが、ひょっとしたら交通事故の何かをつくっておられるかもしれない。だけど、これは年間1万人にも達する死者が出ているというそういう世界ですから、何か化学物質と一緒にたにしてもらったら困る、と。おまけに自然由来に至っては、これ、いざなぎ、いざなぎさんにまで行くのかいなと、こう思ったりしまして、まあ少し、賛成しかねるというのが意見です。

(高橋座長)

言及がありましたので、大塚委員、いかがでしょうか。

(大塚委員)

いや、これはアメリカのスーパーファンド法で、最初に化学品等からも税を徴収しているの、外国ではあることはあることですから、私も今回すぐに入るなんていうことは思っていませんので。理念的にはそういうことも考えられるということをお願いしたかったということでございます。

少しついでに申し上げておくと、その下の方が、むしろ私が特に言いたかったことで、原因者

の方にも基金を使うという話があるんですけども、これは別に構わないと思いますけども、原因者負担というのが環境法の基本原則ですので、原因者への求償の道は残しておいていただかないと、まずいと考えております。

この点については、以上でございます。

(高橋座長)

それでは石渡委員、いかがでしょうか。

(石渡委員)

土壤汚染対策を適切に対応していただくためには、やはり基本的にはこの問題が、単なる環境問題だけじゃなくて、まあ、土地取引もありますように、社会経済的な課題もあわせて持っているということだと思っています。特に、中小企業の対応を考えますと、やはり一定の補助金とかあった方がいいのではないかと。それは、環境面だけではなくて、土地の有効利用、都市再生とか地域の活性化のためには、やはり必要なのではないのかなと思っています。

ですから、議論は総合的な視点からやっていただいて、単なる国の縦割りの中で結論を出すのではなくて、やはり、各省との連携も含めて、一定の方向を出していただければと思っています。

それからもう一点は、結局これも経済産業省の方で1回報告書を出していますけど、操業中の対策。結構これは重要なことで、特に景気がいいときに、やはり金をかけてやっていただいた方がいいし、時間をかけてやっていくという姿勢も大事なのかなと。そのときに、やはり、会計制度、中小企業にとっては積立をもう認めていくとか、それで廃業する10年間で、ある程度資金を、税金のかからない資金をつくっておくとか、結構そういう対応があると、随分ブラウンフィールドの顕在化の対応としては、十分な効果を上げるのではないかなと思っています。

以上でございます。

(高橋座長)

(7)に少し関連しましたが、御意見を頂戴したということで。

では、前川委員、いかがでしょうか。

(前川委員)

ブラウンフィールド対策の中で、対策方法として掘削除去というのもその土地の価値を高めるための方法としてはあり得ると思います。ただ、そのときに、それがやみくもに行われるのではなくて、そのサイトのリスク評価に基づいて行うことによって、うまい形で使われればいいと思います。

もう一つは、ブラウンフィールド対策においては、先ほどから出ていますけども、総合的な取り組みが必要なのですけども、特に民間の資金が、ブラウンフィールド対策、いわゆる塩漬けになった土地の開発に投入できるようなインフラ整備というのが必要になってくると思います。環境規制の面で見た場合、土壤汚染の一定の対策を行った後は、それ以上の対策が義務づけられることがないというようなことについての、いわゆるお墨つきのようなものまで出ることによって、民間企業が、その面でのリスクを読めるということも考えられるのではないかと思います。

(高橋座長)

ありがとうございました。

(6)につきまして、それ以外の先生方、御意見ございますでしょうか。

では、大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

すみません。一つは保険制度を活用する必要があるということがございます。前に経済産業省の方の委員会で、藤井委員が座長だったものの報告書にもよく出ていましたけれども、一定の場合に保険の購入を義務化するというようなことが考えられると思いますので、これはどういう場合かというのはぜひ検討していただきたいと思いますが、保険とのリンクというのは非常に重要じゃないかと思います。

それから、先ほど石渡委員がおっしゃったように、積立というのは恐らく大事な問題ではないかと思ひまして、廃棄物の処分場についての積立についての維持管理積立金の制度とかありますけれども、ああいうのは、もし入れられるんだったら非常にいいのではないかと思います。

ただ、中小企業についてもやっていただいた方がいいと思いますけれども、私は、これは環境法の問題でもあると思っていますので、原因者負担のことは考えておいた方がいいとは思ひます。

(高橋座長)

これ、(7)にも関連しておりますので、また次回、御議論いただきたいと思ひます。

では、最後に佐藤雄也委員、藤井委員、あとお二人で今日はおしまいということによりよく願ひします。

(佐藤(雄)委員)

先ほどのこと、少し言い落とした点を一つ補足しておきます。

リスク管理地について、コストがどの程度になるかということを具体的に検討する必要があるということをお願いしましたが、現行法においても、最終的にリスク管理というのはもう永久にやらなくてはいけないのか、そこら辺が非常に現場では戸惑っている部分があると思ひますね。

ですから、そこら辺をもう少しわかりやすく改めていく必要があるのかということと、もう一つは、ブラウンフィールド問題を考える際に、大規模の土地所有者と、それから中小・零細、特にクリーニング屋さんのようなそういうところに対する対応というのは、これも前にも少し申し上げましたけれども、かなり分けて考えた方がいいのではないかとこのように考えています。特に、基金については、今、財政支援の話で引当金のようなお話がありましたけれども、過去の汚染で、規制される前に排出して、地下浸透して、そういうものに対して、汚染原因者と言われればそうなんです、そういう人は、規制以前は引き当てしようがなかったわけですから、その基金を使うという道を開いてもいいのではないかとこのように考えております。

(高橋座長)

では、最後に藤井委員。

(藤井委員)

積立という話が出たので発言したいと思ひます。現状は会計上は積立、引当という方向をやればできます。できるのですけれども、しかし制度改正の方向としては、国際的な標準化の流れとして、今後は積立、引当方式ではなくて、資産負債の両方に将来の汚染コスト等を反映させて減価償却させていくという方向になっています。

ただ、その場合、では、資力に乏しい中小企業がそれに対応できるかということ、できない面があります。ですから、今出たようなクリーニング屋さんとか、これはまた別途、補助金等の政策的な対応が必要になってくるというふうに思ひます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

私の司会の関係で、既に、もう時間になってしまいました。

先ほど申し上げましたように、(7)以降につきましては、次回また御議論いただくということにさせていただきます。そのようなことでよろしいでしょうか。

(了 承)

(高橋座長)

それでは、最後に事務局の方から、日程等について御説明いただきたいと思います。

(坂川土壌環境課長)

本日は、大変活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

まだ終わっていない部分もありますので、その部分を引き続き御議論いただきますのと、それから、本日の御議論をいただいた部分に関しましても、本日の御議論を踏まえまして事務局の方でまた再度整理をした上で、さらに御議論いただくということが必要ではないかというふうに思っております。

次回の日程につきましては、委員の皆様方の御都合を伺いながら決めていきますが、可能であれば12月中にとは思っております。しかし、12月中がなかなか難しいようであれば1月という可能性もあるのではないかと考えておまして、委員の先生方の御都合を伺った上で決めさせていただきますようお願いしております。

なお、この懇談会の第1回目のときに検討スケジュールを御説明させていただきましたが、その中では第6回までで懇談会の取りまとめを行うということを想定していたわけでありましてけれども、なかなか、議論をしてみますと、大変いろんな御議論がまだまだあり得るということでございますので、必要に応じて懇談会をさらに開催をした上で、できましたら年度内には取りまとめをお願いしたいと、このように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

(高橋座長)

今回の議事録につきましては、事務局で調製後、発言委員等への確認方、よろしく願いいたします。

それでは、本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の懇談会は閉会させていただきます。